

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年 3 月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 事業の内容 1～3 （略） 4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業（別紙1の第2の11簡易整備型を除く。）又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表1の事業区分の欄の1の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、<u>防災減災要領別紙2</u>から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。 5～7 （略） 第3 計画の作成 1 要綱第5の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式1により作成するものとする。 (1)～(3)（略） (4) <u>流域治水対策区分</u> 2 （略） 第4 採択要件 1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に	第2 事業の内容 1～3 （略） 4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業（別紙1の第2の11簡易整備型を除く。）又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表1の事業区分の欄の1の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、<u>防災減災要領要領別紙2</u>から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。 5～7 （略） 第3 計画の作成 1 要綱第5の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式1により作成するものとする。 (1)～(3)（略） (4) <u>洪水調節機能強化区分</u> 2 （略） 第4 採択要件 1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に

定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第3の1(4)の流域治水対策区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、流域治水の取組の推進に資するものであること。

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）
第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合
については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の
農業用排水施設の更新を含むものであって、おおむね200
ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについては
おおむね100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地
として事業を実施する場合とする。

2 (略)

第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、法に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

1～8 (略)

第7 計画の変更

1 都道府県知事は、別紙1第7、別紙2第7又は別紙3第6に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、都道府県知事の承認を受けるものとする。

定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第3の1(4)の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するものであること。

(新設)

2 (略)

第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

1～8 (略)

第7 計画の変更

1 都道府県知事は、別紙1第6、別紙2第6又は別紙3第6に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、都道府県知事の承認を受けるものとする。

２・３（略）

第８ 事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙１第８、別紙２第８又は別紙３第８に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

２・３（略）

第８ 事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙１第７、別紙２第７又は別紙３第８に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあっては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

(様式1)

〇〇地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・流域治水対策区分)																				
事 項	内 容																			
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																			
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）																			
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																			
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針 ※畑作物等の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） (農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担い手数</th> <th>担い手の経営等農用地面積 (ha)</th> <th>担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載 ・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載 (流域治水対策区分) ・流域治水の取組の推進に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容、水田貯留機能の向上に向けた取組等、流域治水の取組の推進に向けた整備内容について記載					担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				目標年度				増加ポイント			
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																	
事業開始時																				
目標年度																				
増加ポイント																				
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業別面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業種					事業別面積 (ha)					備考					
事業種																				
事業別面積 (ha)																				
備考																				
6. 営農支援の体制																				

(様式1)

〇〇地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)																				
事 項	内 容																			
1. 地区の概要	・地区名： ・所在地： ・地区面積：																			
2. 地区における農用地の現況及び問題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況（前歴事業等）																			
3. 地域における農業の振興方向	・作付作物、土地利用体系、作業体系等																			
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針 ※畑作物等の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載） (農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担い手数</th> <th>担い手の経営等農用地面積 (ha)</th> <th>担い手農地利用集積率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始時</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増加ポイント</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載 ・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載 (洪水調節機能強化区分) ・洪水調節機能の強化や水田貯留機能の向上に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容等、洪水調節機能の強化に向けた整備内容、水田貯留機能の向上に向けた取組等について記載					担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)	事業開始時				目標年度				増加ポイント			
	担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)																	
事業開始時																				
目標年度																				
増加ポイント																				
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業主</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業別面積 (ha)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業主					事業別面積 (ha)					備考					
事業主																				
事業別面積 (ha)																				
備考																				
6. 営農支援の体制																				

別記 1（事業の実施に係る共通運用）

第 2 附帯事業に係る共通事項

別表 2 に掲げる区分の欄の 2 から 5 までの事業に係る取扱い
は以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) (略)

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙 1 の第 6に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙 2 の第 6 の 3 及び第 6 の 4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3)～(7) (略)

4 （略）

第 4 その他

1 （略）

2 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第 2 の 2 又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生畜第 2231 号・24 農振第 2092 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙 3－1 第 2 の 6 の (3) に基づき、平成 29 年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受

別記 1（事業の実施に係る共通運用）

第 2 附帯事業に係る共通事項

別表 2 に掲げる区分の欄の 2 から 5 までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) (略)

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙 1 の第 5に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙 2 の第 5 の 3 及び第 5 の 4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3)～(7) (略)

4 （略）

第 4 その他

1 （略）

2 農業水利施設保全合理化事業実施要綱第 2 の 2 又は農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生畜第 2231 号・24 農振第 2092 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙 3－1 第 2 の 6 の (3) に基づき、平成 29 年度までに中心経営体農地集積促進事業を実施するものとして採択を受

けた地区について別紙 1 の第 5 の 10 の (2) の要件を満たす場合は、対象事業費に別表 3 に示す助成割合を乗じた額を中心経営農地集積促進事業（高収益作物転換加算を除く。）の助成の限度額とすることができる。

3・4 （略）

別表 1

新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の 分類	事業の内容	
	新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は 廃止)
水利施設 整備事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
		基幹水利施設保全型
		水利施設集約再編型
	低炭素農業水利システム構築型	
	流域治水対策型	
	農地集積促進型	
	畑作等推進支援水利再編型	

けた地区について別紙 1 の第 4 の 9 の (2) の要件を満たす場合は、対象事業費に別表 3 に示す助成割合を乗じた額を中心経営農地集積促進事業（高収益作物転換加算を除く。）の助成の限度額とすることができる。

3・4 （略）

別表 1

新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の 分類	事業の内容	
	新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は 廃止)
水利施設 整備事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
		基幹水利施設保全型
		水利施設集約再編型
	低炭素農業水利システム構築型	
	洪水調節機能強化型	
	農地集積促進型	
	畑作等推進支援水利再編型	

	簡易整備型	
畑地帯総合整備事業	(略)	
実施計画策定事業	(略)	(略)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～8 (略)

9 流域治水対策型

(1) 別表 2 の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9)又は(10)に掲げる事業のうち 1 以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」

(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(以下「治水協定ダム」という。)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(2) 用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整

	簡易整備型	
畑地帯総合整備事業	(略)	
実施計画策定事業	(略)	(略)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～8 (略)

9 洪水調節機能強化型

(1) 洪水対策型

別表 2 の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9)又は(10)に掲げる事業のうち 1 以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」

(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(以下「治水協定ダム」という。)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの

(2) 流域治水推進型

用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排

備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの

(3) 用排水施設整備事業（治水協定ダムを除く。）を実施する
ものであって、流域治水の取組の推進に資するもの

10～12 （略）

第3 事業の実施地域

水利施設整備事業のうち第2の10の実施区域は、要綱第3の区域のうち、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域とする。

ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。

第4 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

1 （略）

2 第2の8、9の(1)及び(3)の事業については都道府県、市町

水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの
(新設)

10～12 （略）

(新設)

第3 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

1 （略）

村、土地改良区又は土地改良区連合
3・4 (略)

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 (略)
 - 2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。
- ア・イ (略)
- ウ 都市開発事業計画等が第6の1の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体
- エ・オ (略)
- 3～8 (略)
- 9 流域治水対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 第2の9の(1)の事業の実施に当たっては、次に定める

- 2 第2の8、9の(1)の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合
- 3・4 (略)

第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

- 1 (略)
 - 2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 都道府県知事は、農業用水再編対策協議会（以下「再編協議会」という。）を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。なお、再編協議会は、事業の実施に係る区域ごとに次に掲げる者の中から都道府県知事が選定する者をもって構成されるものとする。
- ア・イ (略)
- ウ 都市開発事業計画等が第5の1の農業用水再編対策基本計画（以下「再編計画」という。）の内容に含まれることが見込まれる場合には、その事業主体
- エ・オ (略)
- 3～8 (略)
- 9 洪水調節機能強化型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
 - (1) 洪水対策型

要件を満たすこと。

ア～ウ （略）

エ 本事業を令第50条第12項に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第5の6の(4)に掲げるものとする。

(2) 第2の9の(2)の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア～ウ （略）

(3) 第2の9の(3)の事業の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。

イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること。

10～12 （略）

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第3号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあっては、都道府県知事は第5の2の(4)の再

ア～ウ （略）

エ 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。

(2) 流域治水推進型

ア～ウ （略）

(新設)

10～12 （略）

第5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 農業用水再編対策型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した再編計画を別記様式第3号により作成するものとする。なお、再編計画を策定する場合にあっては、都道府県知事は第4の2の(4)の再

編協議会の助言を得るものとする。

(1)～(5) (略)

2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第4号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第5の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

(1)～(6) (略)

3～5 (略)

6 低炭素農業水利システム構築型

(1) 事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、令第50条第13項の低炭素計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第12号により低炭素計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せて行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとする。令第50条第13項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(2) (略)

7 流域治水対策型

事業実施主体は、第2の9の事業を実施する場合には、令第50条第12項の流域治水土地改良施設整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第14号により流域治水対策整備計画を作成するものとする。令第50条第12項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

編協議会の助言を得るものとする。

(1)～(5) (略)

2 地域用水機能増進型

都道府県知事は、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を別記様式第4号により作成するものとする。なお、環境整備計画を作成するに当たっては、第4の3の(4)の地域用水協議会の意見を聴くものとする。

(1)～(6) (略)

3～5 (略)

6 低炭素農業水利システム構築型

(1) 事業実施主体は、第2の8の事業を実施する場合には、令第50条第12項の低炭素計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第12号により低炭素計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せて行う場合については、別記様式第6号の機能保全計画の概要を作成するものとする。令第50条第12項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(2) (略)

7 洪水調節機能強化型

(1) 事業実施主体は、第2の9(1)の事業を実施する場合には、別記様式第14号により洪水調節機能強化計画を作成するものとする。

(2) 都道府県知事は、第2の9(2)の事業を実施する場合には、別記様式第15号により流域治水推進整備計画を作成す

ア 地区の現況

イ 流域治水プロジェクトの策定等の状況

ウ 対象施設の概要及び施設整備計画

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第15号によるものとする。

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

9 畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第17号によるものとする。

るものとする。

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式第16号によるものとする。

(4) 農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

9 畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第18号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第18号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の1の再編計画を変更すること。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の4の保全整備事業計画書を変更すること。

(1)～(4) (略)

3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の6の低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画を変更すること。

(1)・(2) (略)

4 事業実施主体は、流域治水対策型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第6の7の流域治水対策整備計画を変更すること。

(1)・(2) (略)

5 都道府県知事は、農地集積促進型において、第6の8に定

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第19号による水利施設整備計画とする。

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、農業用水再編対策型において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の1の再編計画を変更すること。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の4の保全整備事業計画書を変更すること。

(1)～(4) (略)

3 事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の6の低炭素計画又は省エネルギー化対策実施計画を変更すること。

(1)・(2) (略)

4 事業実施主体は、洪水調節機能強化型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第5の7の洪水調節機能強化計画を変更すること。

(1)・(2) (略)

5 都道府県知事は、農地集積促進型において、第5の8に定

める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

6 都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型において、第6の9に定める作付転換整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

7 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第6の10の水利施設整備計画を変更するものとする。

(1)・(2) (略)

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第19号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第26号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第19号により地方農政局等に報告するものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第20号により事業実施結果を報告するものとする。

める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

6 都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型において、第5の9に定める作付転換整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

7 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第5の10の水利施設整備計画を変更するものとする。

(1)・(2) (略)

第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第20号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第20号により地方農政局等に報告するものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第21号により事業実施結果を報告するものとする。

- 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第21号により行うものとする。
- 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。
- 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第23号により行うものとする。
- 6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第24号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第24号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を經由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 7 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。

第9 その他

- 3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。
- 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第23号により行うものとする。
- 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第24号により行うものとする。
- 6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第25号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第28号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第25号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を經由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 7 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第26号により行うものとする。

第8 その他

- 1 第2の6、8、9の(1)及び(3)並びに12の事業及び別表2の区分2から5までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2 第2の6の(2)及び第5の1の「機能保全計画等」とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、第2の6の(1)及び別紙3の第2の4に基づいて策定する機能保全計画とする。
(1)～(6) (略)
3～6 (略)

別記様式14号

流域治水対策整備計画

地区名				局名		
都道府県名				事業主体		
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～
現況 (事業の必要性)	(対象施設の状況、 <u>田んぼダム</u> への取組状況、 <u>流域治水対策の推進</u> のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)					

- 1 第2の6、8、9の(1)及び12の事業及び別表2の区分2から5までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2 第2の6の(2)及び第4の1の「機能保全計画等」とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、第2の6の(1)及び別紙3の第2の4に基づいて策定する機能保全計画とする。
(1)～(6) (略)
3～6 (略)

別記様式第14号

洪水調節機能強化計画（洪水対策型の場合）

地区名				局名		
都道府県名				事業主体		
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～
現況 (事業の必要性)	(対象施設の状況、 <u>洪水調節機能の強化</u> のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)					

<u>流域治水プロジェクトの策定状況</u> ※1		締結（予定）年月日				水系名			
治水協定の締結状況		締結（予定）年月日				水系名			
地方自治体が策定する 防災に係る計画・協定 への位置付け		計画・協定への位置付け （予定）年月日				位置付け内容			
対象施設概要	名 称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者		
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha		年度～			
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等		ha		年度～			
	〇〇機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等		ha		年度～			
施設整備計画	事業種類	対象施設			整備内容		事業費		
	(1)農業用排水施設整備事業						千円		

(新設)		(新設)				(新設)			
治水協定の締結状況		締結（予定）年月日				水系名			
(新設)		(新設)				(新設)			
対象施設概要	名 称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者		
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha		年度～			
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等		(新設)		(新設)			
	(新設)	(新設)		(新設)		(新設)			
施設整備計画	事業種類	(新設)			整備内容		事業費		
	(1)農業用排水施設整備事業						千円		

	(2) 堆砂対策事業			千円
	(3) 緊急水管理システム整備事業			千円
関連事業の実施状況	事業名	地区名	整備内容	
水田貯留機能向上の取組の実施面積※2	地区内面積 (ha)		地区外面積 (ha)	
	現況	目標年度 (〇〇年)	現況	目標年度 (〇〇年)
流域治水の取組内容※3		(計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資する整備であることを具体的に記載する。)		

※1 別記1第9の(3)の事業を実施する場合、整備対象施設が位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

※2 別記1第9の(2)の事業を実施する場合のみ記載

※3 別記1第9の(3)の事業を実施する場合のみ記載

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

--

	(2) 堆砂対策事業			千円
	(3) 緊急水管理システム整備事業			千円
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)		(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

※ 締結した治水協定の写しを必要に応じて添付する

(新設)

(削る。)

別記様式第15号

流域治水推進整備計画

地区名				局名		
都道府県名				事業主体		
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～
現況 (事業の必要性)	(田んぼダムへの取組状況、流域治水対策の推進のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)					
流域治水プロジェクトの策定状況	締結(予定)年月日				水系名	
治水協定の締結状況	締結(予定)年月日				水系名	
地方自治体が策定する防災に係る計画・協定への位置付け	計画・協定への位置付け(予定)年月日				位置付け内容	
	名称	主要諸元	受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者

対象施設 概 要	〇〇 頭首工	形式、堤高、 堤 長、取 水 量、計画洪水 量、基礎、護 床工型式、附 帯設備等	ha		年度 ～	
	〇〇 機場	形 式、実 揚 程、揚 水 量、原 動 機、基礎等	ha		年度 ～	
施設整備 計 画	事業種類		整備内容		事業費	
関連事業 の実施状 況	事業名		地区名	整備内容		
水田貯 留機能 向上の 取組の 実施面 積	地区内面積 (ha)			地区外面積 (ha)		
	現況	目標年度 (〇〇年)		現況	目標年度 (〇〇年)	

別記様式第15号

農地利用集積地域土地改良整備計画

1～3 (略)

4 担い手の概要

① 認定農業者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者の状況				地域計画の目標		経営等農用地面積 (ha)											
							策定位置	年度	現況				対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)							
			認定	認定	経営	(削減)			計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地	計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地	計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地
			有	況	月	計			地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
(削減)																				

注 (略)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図



別記様式第16号

農地利用集積地域土地改良整備計画

1～3 (略)

4 担い手の概要

① 農業者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者の状況				地域計画の目標		経営等農用地面積 (ha)											
							策定位置	年度	現況				対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)							
			認定	認定	経営	(削減)			計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地	計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地	計	所有耕地	貸借権等設定地	基幹3地
			有	況	月	計			地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外
計																				

注 (略)

② 認定新規農業者の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者			地域計画の目標地区	経営等農用地面積(ha)																									
							現況								対象事業完了時（上段）・目標（下段）																	
			計	所有耕地				貸借権設定地		基幹3作受託地		計	所有耕地				貸借権等設定地		基幹3作受託地													
				地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外											
(削る。)																																

注 (略)

③ 集落営農組織の概要

農業 営農 組織 名	設立 年月 日 （予 定含 む。）	特定 農業 団体 等に なっ た年 月 （予 定含 む。）	地域計 画の 目標地 図		参加農家戸 数			経営等農用地面積（h a）			
								現況		対象事業完了時	
			策定	位置付	現況	対象事	目標	現況	対象事業完了時	目標	

② 農地所有適格法人等の概要

農地所有適格法人等名	設立年月	認定農業者				参加農家戸数			常時従事者数			経営等農用地面積 (ha)			うち基幹3 作業受託面積 (ha)			常時従事者1人当たり 経営等農用地面積 (ha)		
		認定状況	認定年月	経営類型	基準面積	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標
計																				

注 (略)

③ 生産組織の概要

生産 組織 名 （設 立年 月） 及び オペ	年 齢	後 継 者 の 有 無	認定農業者				経営等農用地面積 (ha)											
							現 況				対象事業完了時（上段）・目標 （下段）							
			認定 状況	認定 年月	経営 類型	基準 面積	計	所有 耕地	貸借権 等設定 地	基幹3 作受託 地	計	所有耕 地	貸借権 等設定 地	基幹3 作受託 地				

注 (略)

(削る。)

農 業 者	年 齢	後 継 者	市町村が 認める者					地域計	経営等農用地面積 (ha)							
								画の目	現況				対象事業完了時 (上段)・			
			標地図	目標 (下段)												
			認 定	認定 年月	経営 累計	策 定	位 置	計	所有耕 地	貸借権 等設定	基幹3 作受託	計	所有耕 地	貸借権 等設定	基幹3 作受託	

[illegible]

農 業 者	年 齡	後 継 者	(新設)						経営等農用地面積 (ha)							
			(新設)						現況				対象事業完了時 (上段)・ 目標 (下段)			
			(計)	所有地	貸借等設定	権限受託	基幹3作	計	所有地	貸借等設定	権限受託	基幹3作				

名	の	状			年	付					地		地						地		地	
							地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
	有	況			月	け	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	
	無				状	況	内	外	内	外	内	外	内	外								
(削 る。)																						

ア～ウ (略)

⑥ (略)

5 (略)

6 担い手別農用地集積方法

権利等の 種類	担 い 手 区 分										計	
	認定農業者		認定新規農 業者		集落営農組織		市町村基本構 想水準到達者		今後育成すべ き農業者			
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	組織 数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)

名		の	有	)	)	)	)	)	)				地		地						地		地	
											地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
		無									内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
計																								

ア～ウ (略)

⑦ (略)

5 (略)

6 担い手別農用地集積方法

権利等の種類	担 い 手 区 分																	
									生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	農業者		うち認定農業者		農業生産法人		うち認定農業者											
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)

自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

7・8 (略)

別記様式第16号～別記様式第19号 (略)

別記様式第20号

令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

(略)

別記様式第21号

番 号

自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

7・8 (略)

別記様式第17号～別記様式第20号 (略)

別記様式第21号

令和〇〇年度 保全整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

(略)

別記様式第22号

番 号

		年	月	日
農林水産省〇〇農政局長		殿		
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿				
		都道府県知事名		
水利施設等保全高度化事業 <u>流域治水対策型</u> 達成状況報告書				
水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について 報告します。				
記				
(略)				
<u>別記様式第22号</u>				
		番	号	
		年	月	日
(都道府県知事經由)				
農林水産省〇〇農政局長		殿		
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿				
		都道府県知事名		
		市町村長名		
		土地改良区等長名		
水利施設等保全高度化事業 低炭素農業水利システム構築型達成状況報告書				

		年	月	日
農林水産省〇〇農政局長		殿		
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長				
		都道府県知事名		
水利施設等保全高度化事業 <u>洪水調節機能強化型（流域治水推進型）</u> 達成状況報告書				
水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について 報告します。				
記				
(略)				
<u>別記様式第23号</u>				
		番	号	
		年	月	日
(都道府県知事經由)				
農林水産省〇〇農政局長		殿		
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿				
		都道府県知事名		
		市町村長名		
		土地改良区等長名		
水利施設等保全高度化事業 低炭素農業水利システム構築型達成状況報告書				

水利施設等保全高度化事業の別紙 1 の第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第23号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
農地集積促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第24号

番 号

水利施設等保全高度化事業の別紙 1 の第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第24号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
農地集積促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第25号

番 号

年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕 都道府県知事名 水利施設等保全高度化事業 畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記 のとおり事業達成状況について報告します。 記 (略) <u>別記様式第25号</u> 番 号 年 月 日 (都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕 都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土地改良区理事長 名	年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕 都道府県知事名 水利施設等保全高度化事業 畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記 のとおり事業達成状況について報告します。 記 (略) <u>別記様式第26号</u> 番 号 年 月 日 (都道府県知事經由) 農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕 都 道 府 県 知 事 名 市 町 村 長 名 土地改良区理事長 名
--	--

水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1の<u>第8</u>の規定により、 下記のとおり事業達成状況について報告します。 記 (略) <u>別記様式第26号</u> 番 号 年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿 北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿 都道府県知事名	水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1の<u>第7</u>の規定により、 下記のとおり事業達成状況について報告します。 記 (略) <u>別記様式第27号</u> 番 号 年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿 北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿 都道府県知事名
排水対策特別型における達成状況の改善計画について 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用<u>第8</u>の規定により、 下記のとおり改善計画について提出します。 記 (略) <u>別記様式第27号</u> 番 号 年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿	排水対策特別型における達成状況の改善計画について 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用<u>第7</u>の規定により、 下記のとおり改善計画について提出します。 記 (略) <u>別記様式第28号</u> 番 号 年 月 日 農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおりに改善計画について提出します。

記

(略)

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第3 事業の実施地域

畑地帯総合整備事業のうち第2の1の(1)及び2の(1)の実施区域は、要綱第3の区域のうち、原則として農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域とする。

ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の(1)の

北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおりに改善計画について提出します。

記

(略)

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

（新設）

実質化された人・農地プランをいう。)の対象地域を実施区域とすることも可能とする。

第4 (略)

第5 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。その他の要件については、第5の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

要件については、第5の1(2)に準ずるものとする。

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) 第6の3の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

ア～ウ (略)

(3) (略)

4 高収益作物転換型

(1)・(2) (略)

第3 (略)

第4 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。その他の要件については、第4の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

要件については、第4の1(2)に準ずるものとする。

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) 第5の3の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。

ア～ウ (略)

(3) (略)

4 高収益作物転換型

(1)・(2) (略)

(3) 第6の4の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること

ア・イ (略)

(4) (略)

5 (略)

第6 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第6の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第6の1(2)に準ずるものとする。

3～6 (略)

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第6の1に定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（別表2の区分の欄の4農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うものとする。

(3) 第5の4の導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付面積が、農業生産基盤整備事業の開始時に比べ次のとおり増加すること

ア・イ (略)

(4) (略)

5 (略)

第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第5の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第5の1(2)に準ずるものとする。

3～6 (略)

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）において、第5の1に定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画（別表2の区分の欄の4農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては、農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うものとする。

- 2 (略)
- 3 事業実施主体は、高収益作物転換型及び畑作物等転換型（いずれも法律補助を除く。）において、次に定める変更があった場合は、第6の4及び5の導入促進整備計画を変更するものとする。
- (1)・(2) (略)

第8 (略)

第9 その他

- 1～4 (略)
- 5 高収益作物転換型及び畑作物等転換型にあつては、第4の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 6～8 (略)

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

経営体数及び経営規模								
区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模
現況								

- 2 (略)
- 3 事業実施主体は、高収益作物転換型及び畑作物等転換型（いずれも法律補助を除く。）において、次に定める変更があった場合は、第5の4及び5の導入促進整備計画を変更するものとする。
- (1)・(2) (略)

第7 (略)

第8 その他

- 1～4 (略)
- 5 高収益作物転換型及び畑作物等転換型にあつては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。
- 6～8 (略)

別記様式第2号

畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画

経営体数及び経営規模								
区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模
現況								

(計画表左側)
(略)

目標								
担い手の見通し								
	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者	計		
現況								
目標								
担い手シェアの見通し								
	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア		
現況								
目標								
農業生産基盤整備計画								
(略)								

別記様式第 3 号

県

地区

作成年月

畑地帯営農促進基本計画書

〇 〇 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

<目次>

(計画表左側)
(略)

計画								
担い手の見通し								
	担い手農家	農地所有適格法人	生産組織	その他（経営受託）	計			
現況								
計画								
担い手シェアの見通し								
	担い手戸数	農家戸数	シェア	担い手面積	受益面積	シェア		
現況								
計画								
農業生産基盤整備計画								
(略)								

別記様式第 3 号

県

地区

作成年月

畑地帯営農促進基本計画書

〇 〇 地区

令和 年 月 日

〇〇県〇〇市町村

<目次>

(略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

(総括表 左側) (略)	経営体数及び経営規模								
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計	
		経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模
	現況								
	目標								
	担い手の見通し								
		認定農業 者	認定新規 農業者	集落営農 組織	市町村基 本構想水 準到達者	今後育成 すべき農 業者	計		
	現況								
	目標								
	担い手シェアの見通し								
		担い手 戸数	農家戸 数	シェア	担い手 面積	受益面 積	シェア		
	現況								
	目標								
	農業生産基盤整備計画								
	その他必要事項								

土地利用計画図

(略)

(略)

1 畑地帯営農促進基本計画総括表

(総括表 左側) (略)	経営体数及び経営規模									
	区分	個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計		
		経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	経営 体数	標準経 営規模	
	現況									
	計画									
	担い手の見通し									
		担い手農家		農地所有適 格法人		生産組織		その他(経営 受託)		計
	現況									
	計画									
	担い手シェアの見通し									
		担い手 戸数	農家戸 数	シェア		担い手 面積	受益面 積	シェア		
	現況									
	計画									
	農業生産基盤整備計画									
	その他必要事項									

土地利用計画図

(略)

2 農業構造目標

(1) (略)

(2) 担い手等の見通し（目標年度における経営体数）

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模
現在 (R 年)	経営体	ha／経営体 ()	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体
目標 (R 年)		()		()		()		()

注1：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

(削る。)

(削る。)

② 担い手の見通し

区 分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者	計
現 在 (R 年)						
目 標 (R 年)						

注 (略)

2 農業構造目標

(1) (略)

(2) 担い手等の見通し（目標年度における経営体数）

① 経営体数及び経営規模

区 分	個人経営体		団体経営体（法人）		団体経営体（非法人）		計	
	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模	経営体数	標準 経営規模
現在 (R 年)	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体	経営体	ha／経営体
計画 (R 年)		(新設)		(新設)		(新設)		(新設)

注1：上段（ ）は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

注2：計画は、事業完了後について記載する。

注3：計画欄〔 〕は、生産組織数で外数。

② 担い手の見通し

区 分	担い手農家数	農地所有適格 法人数	生産式数	その他（経営受託）	計
現 在 (R 年)					
計 画 (R 年)					

注 (略)

③ 認定農業者の概要

(新設)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者			地域計画の目標地図	経営等農用地面積(ha)																		
							現況								対象事業完了時（上段）										
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計	所有耕地				賃権設定地	借等設定地	基幹3作受託地	計	・目標（下段）								
									所有耕地	賃権設定地	借等設定地	基幹3作受託地					所有耕地	賃権設定地	借等設定地	基幹3作受託地					
													地区内	地区外	地区内						地区外	地区内	地区外	地区内	地区外

(注) 1. 営農類型の欄には、(2)市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する（以下同じ。）。

④ 認定新規農業者の概要

(新設)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者		地域計画の目標地図	経営等農用地面積(ha)																
						現況					対象事業完了時（上段）											
			認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け	計	所有耕地	貸権地	借等設定地	基幹3作受託地	計	所有耕地	貸権地	借等設定地	基幹3作受託地					
																		・目標（下段）				

者名	者の有無	認定状況	認定年月	経営類型	策定年月	位置付け状況	計								計							
							所有耕地				貸借権等設定地				所有耕地				貸借権等設定地			
							地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外

⑦ 担い手として育成すべきであると市町村長が認める者の概要

ア. 担い手の基準

イ. 担い手の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	市町村が認める者	地域計画の目標地図	経営等農用地面積(ha)															
					現 況								対象事業完了時（上段）・目標（下段）							
					計				計				計				計			
					地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外

(新設)

(3) (略)

(1) 土地利用構想

[illegible]

(6) (略)

(1) 土地利用構想

– 42 –

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
育成対策）

達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、
下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 （略）
- 2 生産版整備事業等の達成状況
 - （1）担い手の農地利用集積の実績
（略）
 - （2）担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃借権設定												

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
育成対策）

達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、
下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 （略）
- 2 生産版整備事業等の達成状況
 - （1）担い手の農地利用集積の実績
（略）
 - （2）担い手別農地利用集積方法

権利等 の種類	担い手区分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	うち認定農業者						うち認定農業者											
	人数	面積 (ha)	人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	団体数	面積 (ha)	法人数	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)	人数等	面積 (ha)
自己所有地																		
賃借権設定																		

経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、別記1の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2 （略）

（3）担い手の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき農業者
計画時					
目標					
実績 (〇〇年度まで)					

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法					計
					認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者	

経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、実施要領第7の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2 （略）

（3）担い手の実績

区分	農業者 (人)	うち認定農業者	農業所有 適格法人 (法人)	農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成 すべき農 業者 (人等)
計画時								
目標								
実績 (〇〇年度まで)								

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手番号	地番	面積	計画地目	所有農家番号	担い手区分別集積方法					計
					農業者	農地所有適格法人	生産組織	特定農業団体等	その他法人	
					うち認定農業者	うち認定農業者				

⑥	0001	1. 20	田	⑥	(所)⑥ 1. 20	(削る。)					
	0002	1. 06	畑		(削る。)	(削る。)					
	0103	1. 40	田	②	(削る。)	(削る。)					
	0205	1. 35	〃	④	(削る。)	(削る。)					
小 計		5. 01			(削る。)	(削る。)					
計											

注 (略)

別記様式第10号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 事業達成状況
 - (1) (略)

⑥	0001	1. 20	田	⑥	(所)⑥ 1. 20	(所)⑥ 1. 20						
	0002	1. 06	畑		(所)⑥ 1. 06	(所)⑥ 1. 06						
	0103	1. 40	田	②	(賃)⑥ 1. 40	(賃)⑥ 1. 40						
	0205	1. 35	〃	④	(受)⑥ 1. 35	(受)⑥ 1. 35						
小 計		5. 01			5. 01	5. 01						
計												

注 (略)

別記様式第10号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 事業達成状況
 - (1) (略)

(2) 担い手農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想水準達成者		今後育成すべき農業者		計	
	戸数	面積(ha)	戸数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	戸数	面積(ha)
自己所有地												
賃借権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注 (略)

(3) 担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準達成者	今後育成すべき農業者

(2) 担い手農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分																	
	農業者				農地所有適格法人				生産組織		特定農業団体等		その他法人		今後育成すべき農業者		計	
	うち認定農業者				うち認定農業者													
	人数	面積(ha)	人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	組織数	面積(ha)	団体数	面積(ha)	法人数	面積(ha)	人数等	面積(ha)	人数等	面積(ha)
自己所有地																		
賃借権設定																		
経営受託																		
基幹作業受託																		
計																		

注 (略)

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者(人)	うち認定農業者	農地所有適格法人(法人)	農業者	生産組織(組織)	特定農業団体等(団体)	その他法人	今後育成すべき農業者(人等)

計画時					
目標					
実績 (〇〇年 度まで)					

注 (略)

(4)・(5) (略)

別記様式第11号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下
記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

計画時								
目標								
実績 (〇〇年 度まで)								

注 (略)

(4)・(5) (略)

別記様式第11号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下
記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第12号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
市 町 村 長 名
〇〇改良区理事長名

水利施設等保全高度化事業

高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下
記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第13号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

別記様式第12号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
市 町 村 長 名
〇〇改良区理事長名

水利施設等保全高度化事業

高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下
記のとおり事業達成状況について報告します。

記

(略)

別記様式第13号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名 市町村長名 〇〇改良区理事長名 高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。 記 (略)	都道府県知事名 市町村長名 〇〇改良区理事長名 高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について 水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。 記 (略)
--	---

附 則

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- この通知による改正後の様式1、別紙1の第2の9及び第3、別記様式第14号並びに別紙2の第3について、令和6年度以前に要綱第7の申請が行われた地区については、なお従前の例によることができる。